

補助対象者の要件（企業等）

- ・県内に事業所を有する企業等
- ・県外本社の場合、佐賀枠採用を行う又は行う予定の企業等
※佐賀枠採用…佐賀県内に勤務地を限定した採用
- ・奨学金返還支援制度の規定を整備し、奨学金返還のための代理返還又は手当支給を実施していること

支援対象者の要件

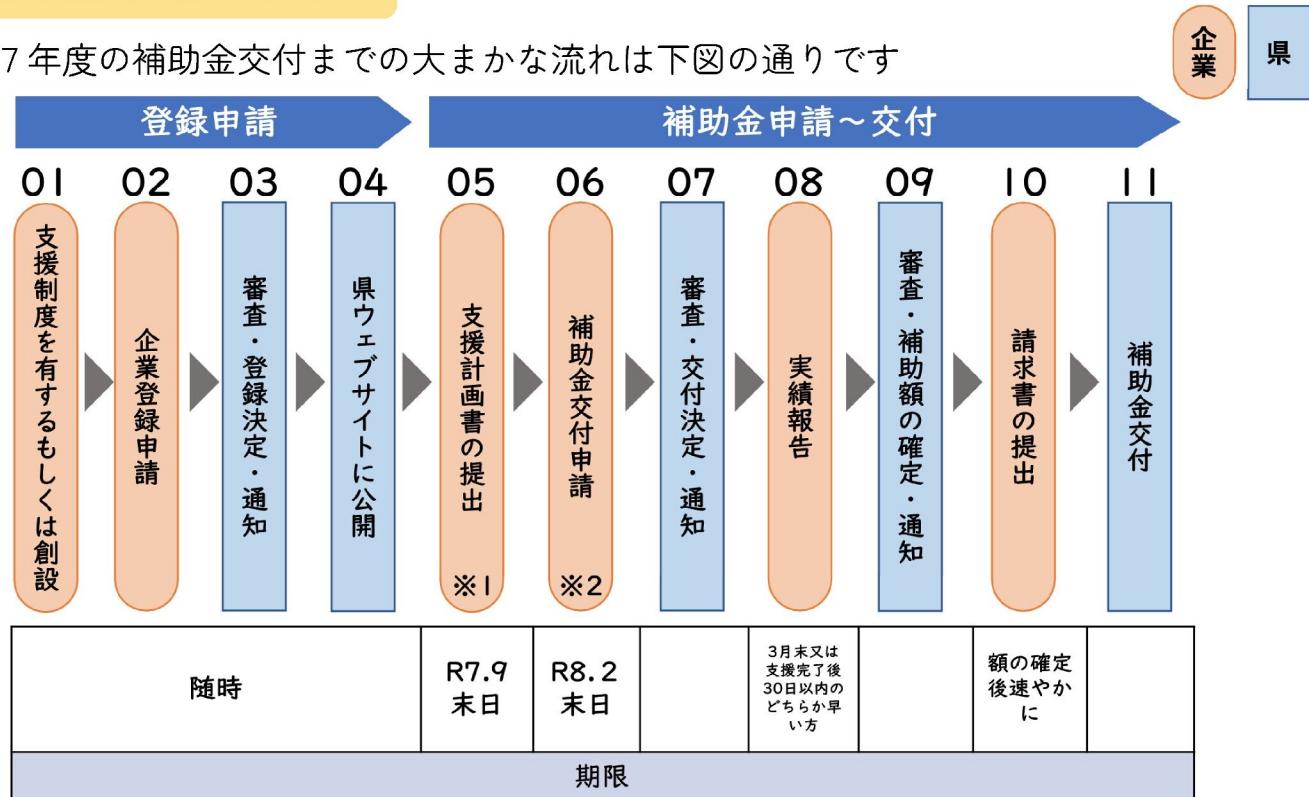
- ・補助対象者（企業等）の奨学金返還支援制度による支援の対象となっている従業員
- ・県内事業所に勤務していること
- ・県外本社企業の場合、佐賀枠採用を条件に採用されていること

対象奨学金の要件

- ・日本学生支援機構が貸与する奨学金その他、地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金
※特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されるものは除く

補助金申請の流れ

- ・令和7年度の補助金交付までの大まかな流れは下図の通りです



※1 原則、支援開始後30日以内に提出。

※2 補助金交付申請は、当該年度分を2月末日までに提出。（3月分は見込み額で申請）

奨学金返還支援制度を導入した企業は

まずは企業登録を！

〈補助を受けるためには企業登録が必要です。〉
登録された企業は県ウェブサイトに掲載します。

企業登録フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/967993>



企業登録
はこちから

詳細はこちら
佐賀県ホームページ

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003112366/index.html>

